津山まちなか活性化（イベント）事業助成金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、津山市中心市街地の活性化を図るため、賑わい創出と集客力の向上に資するイベントを実施する事業者に対して、津山まちなか活性化（イベント）事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。なお、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に準じるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
2. 中心市街地　津山市中心市街地活性化基本計画（平成25年3月29日付で中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた津山市中心市街地活性化基本計画をいう。）に定める中心市街地区域をいう。

（助成事業者）

1. 本助成金の交付の対象となる事業者（以下「助成事業者」という。）は、市内に住所を有する者又は市内に主たる事務所を有する団体、市外の団体については市内に住所を有する者が2分の1以上参加する団体で、構成員は5名以上で事業実施に責任を持つことが出来る団体等であること。ただし、次の各号に該当する事業を営む者は、この限りでない。
2. 法令に違反するもの（反社会勢力関係者を含む）。
3. 公序良俗に反するおそれのあるもの。
4. 政治活動又は宗教的活動に関するもの。
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条1項各号に規定する営業及びこれに類するもの。

（助成事業）

1. 本助成金の交付の対象となる事業は、助成事業者が中心市街地区域内において、賑わいの創出及び集客力の向上に資するイベント等の事業とする。ただし、営利を目的とする事業は除く。

（助成金の額）

1. 助成金額は上限５万円とする。ただし、助成金は、予算の範囲内で交付する。

（助成金の申請）

1. 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、イベントの実施1か月前までに、津山まちなか活性化（イベント）事業助成金交付申請書（様式１）次の各号に掲げる書類を添えて、津山まちなか活性化委員会に申請しなければならない。
2. 事業実施計画書（別表１）
3. 申請者団体概要（別表２）
4. 誓約書
5. 津山市暴力団排除条例に係る誓約書

（交付決定）

1. 津山まちなか活性化委員会代表は、前条による申請があった場合には、速やかにその内容を確認して助成金の可否を決定し、その旨を申請者に通知とするものとする。

　　　2　津山まちなか活性化委員会代表は、事業決定に当たり、条件等を付することが出来る。

　　　3　津山まちなか活性化委員会代表は、事業決定にあたり、専門家並びに有識者の意見を聴くことができる。

（実績報告）

1. 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該完了の日の属する会計年度の最終提出日のいずれか早い日までに津山まちなか活性化（イベント）事業実績報告書（様式2）に次の各号に掲げる書類を添えて、まちなか委員会代表に提出しなければならない。
2. 事業実施報告書（別表３）
3. 収支決算書（別表４）
4. その他必要と認める書類（事業内容のわかる写真等）
5. 請求書（様式３）

（雑則）

1. この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、津山まちなか活性化委員会代表が決定する。

附則

（施行日等）

この要綱は、令和７年５月１３日から施行し、令和７年度助成金から適用する。